

中大法曹



構内の桜並木

1995. 5

中央大学法曹会

No.15

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、草のみどりに風薰る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

つ栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

搖がぬ意氣ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ
誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

聞い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

鬪魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十五号目次

表紙題字揮毫 安原正之
表紙写真 構内の桜並木
撮影 安原正之

撮影 安原正之

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 卷頭言 | 中央大学法曹会幹事長 安原正之(1) |
| 大学の現況について | 学校法人中央大学理事長 内海英男(5) |
| 法学教育に対する期待 | 中央大学総長 高木友之助(8) |
| ごあいさつ | 中央大学学長 外間(11) |
| 法学部改革の継続にご理解を | 中央大学法学部長 角田邦重(13) |
| 伝統の継承、そして発展を目指して | |
| —法律学科カリキュラムの改正と法職講座の充実— | |
| 学員会活動について | 中央大学法学部教授 三和一博(17) |
| 評議員会議長に就任して | 学校法人中央大学評議員会議長 堂野達也(20) |
| 学員会活動について | 中央大学学員会会长 高雄(23) |

基本規定検討の課題と経緯・展望・基本規定検討委員会委員長

猪股喜蔵(26)

中央大学学員会特別講演会

テレビ放送と五五年体制の崩壊

—報道の自由に関する若干の問題—・中央大学名誉教授
混乱の中の希望………国会白門会会长・衆議院議員

松山雑記………松山地方裁判所所長

新任検事としての三六五日………東京地方検察厅検事

元号四代の旅路………

中大法曹の伝統と、若き力の後継者を

学校法人中央大学理事

司法演習雑感

法学部教育における「司法演習」

司法演習を担当して

司法試験を強くするかい

会員の声と消息

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

| | | | | |
|-------|---|---|---|-------|
| 橋 | 本 | 公 | 亘 | (30) |
| 中 | 山 | 正 | 暉 | (58) |
| 村 | 重 | 慶 | 一 | (63) |
| 和 | 田 | 澄 | 男 | (66) |
| 池 | 田 | 門 | 太 | (69) |
| 野 | 宮 | 利 | 雄 | (81) |
| 鈴 | 木 | 孟 | 秋 | (88) |
| 新 | 木 | 嘉 | 昭 | (98) |
| 村 | 川 | 壽 | 純 | (94) |
| 美 | 井 | 隆 | 昭 | (103) |
| 隆 | 木 | 嘉 | 昭 | (107) |
| (133) | | | | |

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

役員等名簿

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

中央大学法曹会役員名簿（平成五・六年度）

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（平成五・六年度）

平成七年度講師名簿

会務報告・主要開催行事 中央大学法曹会事務局長 及川昭二

編集後記

中大法曹会の会務をかえりみて



幹事長 安原正之

平成七年四月の学員会主催多摩キャンパスの観桜会は、快晴に恵まれ、染井吉野は丁度満開見事な眺めであった。

懇親会の席上高木総長は、多摩に移った当座は心細い気持ちでしたが、十八年経つて学員会から寄贈された樹木は定着し地に根を張り、特に桜はよく育って大木になろうとしている。大学の運営においては、理事長、学長、総長が一体となつて大学の機構改革の第一ステップのスケジュールを消化したが、これから大切な時期を迎える。学員にも一層の協力をお願いしたい旨挨拶された。外間学長は、今年は六学部で七千人の卒業生を送り、ほぼ同数の新入生を迎えることができたが、入学志願者数が昨年に較べ一万人も減り、十八才人口の漸減で将来が心配されている。三月の評議員会でもこのことが問題となり、大学の対応について厳しい注文がつけられている。学員にも是非協力を賜りたいとの要請がなされた。

このような時期に、吾々学員は、法曹会支部は、大学当局の要請にどのように応え、どのように対応すべきか、改

めて考えさせられる。足元を見据えながらも、長期的な展望に立ち中大法曹会としての役割を果たしていかねばならない。桜は二十年も経てば立派な木立になるが、人を植え育てる百年の計の推進と協力には忍耐と協調が欠かせない。

平成五年五月の総会で、選任された吾々執行部は、中大法曹会創立四十周年記念行事を盛大に挙行し、また平成五年度から法学部法律学科に新設された司法特設講座の開設に貢献し、さらには他支部との交流に尽力するなど種々の業績を挙げられた前執行部の事業を引き継ぎ、会務の継続性を念頭に中大法曹会の運営に当たって参りました。

特に司法特設講座（法曹論・司法演習）への協力は、最重点項目として取組んだ。この講座を法学部法律学科に設置するについては、中大法曹会は、大学問題委員会、法職教育検討委員会、法職講座担当者等法曹会の関係者が、協議し、法学部教授会側と懇談を重ねて、中大の司法試験合格のトップ回復の期待を込めて採択された画期的な制度であります。

「法曹論」は、法律学科に入学早々の一年次生に国家社会がなぜ法曹という専門職業を必要とするのか、法曹にどのような役割が期待されているのかを理解してもらうことを目的としており、講師として現職裁判官、検察官、弁護士と法学部教授の四名が講座を分担して当たる講座で、初年度は、法律学科一年次生八五二名の約五三%にあたる四五〇名の履修があつて有意義な講座として評価を受けている。

また「司法演習」は、「法曹論」とならんで、法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の伝統の継承と強化を意図して新設された講座で、憲法、刑法、民法の基本三科目について中大法曹から講師を推薦し、二〇人程度の小人数のゼミ形式で事例問題を解きながら基礎知識の理解と修得を確実にしようとするもので、法曹界に沢山のOBを擁する中大法学部ならではのユニークな試みと評価されている。

平成七年度の法曹論、司法演習（一）、（二）、（三）を担当する講師として、最高裁、検察庁の派遣される現職の裁

判官、検察官と司法研修所弁護教官経験者十数名を含め弁護士経験五年以上の適任者を選考し、合計三十一名を平成七年二月の法学部教授会に推薦している。特に平成七年度は、検察庁のご理解によつて、東京地檢の現役の副部長級の検察官四名を派遣して頂いた。

司法特設講座を担当する講師の先生方は、非常勤講師として大学側ならびに講師相互に緊密な連絡をとり、熱心に新しい講座に取組んで居られる。

この司法特設講座を担当する法曹会推薦の講師が、十分な活躍をなしうるよう大学側との連絡、協議などバックアップを行う組織の設置が、前執行部からの課題となつておりました。

この問題は、司法特設講座の重要性、大学の法学教育全体からの展望、適材講師の恒常的な推薦などを検討した結果、中央大学法職講座運営委員会の事業に協力した実績を有している法職教育検討委員会の権限、組織を強化し、執行部と協力しながらバックアップに当たることに致しました。

このために、法職教育検討委員会の規則を改訂し、中央大学司法特設講座の事業についての職務権限を明記し、委員数を増やし、任期半数交替制を採用して会務の継続性をはかることにいたしました。そして、法職教育検討委員会で講師候補者の発掘を継続的に心掛け、推薦者の決定にはその適正を期して人事委員会に諮問して行うことにして顶きました。

中大法曹会々則によれば、幹事会の議を経て、委員会を置くことができることになつております、現在人事委員会、法職教育検討委員会、会報編集委員会、会則委員会、大学問題委員会を設置して中大法曹会の活動の推進母体となつております。そして、各委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定めるとあります、委員会規則が制定されているのは法職教育検討委員会だけで、その余は組織、権限等申送りで運営され、明確さを欠くうらもありました。上記のような法職教育検討委員会規則の改訂に併行し、他の委員会にも委員会規則の制定を諮問し、

現在までに会則委員会、大学問題委員会、人事委員会の規則の制定が幹事会で承認されております。今後の委員会活動の継続性に役立つことを期待しております。

中大法曹会は会則第三条に「中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること」を目的の第一に掲げております。平成五、六年度の大学問題委員会は、中央大学評議会の活性化を図るための、評議員会の機能、議事運営、評議の定数、構成、選任方法等の問題点を検討討議し十二回の継続審議を経て委員会意見を答申、平成六年十二月と平成七年三月の幹事会で審議を重ね別稿のように法曹会意見がまとまり平成七年四月二十八日中央大学理事長宛に具申いたしました。これがたたき台となって、学内の輿論が喚起されればと考えます。

平成六年二月二十三日会員橋本公亘先生の日本学士員会員就任記念の講演会を学員会本部と共に開催いたしました。その内容は橋本先生のご了解を得て本会報に全文を掲載しておりますが、「テレビ放送と五十五年体制の崩壊」の演題で先生の憲法学、行政法学の蘊蓄に裏づけられた、而も理解し易い講演で駿河台記念館大会議室に集まつた二百名の学内外の聴取者に深い感銘を与えたものがありました。今後も適時優れた講演会、研究会等を開催していくたいと願っております。

終わりになりましたが、中央大学の進めている「教育・研究振興資金寄付金」募金協力の件であります。中大法曹会は、さきの百周年記念事業の募金では一億九百万円もの募金を達成したところであり、重ねてこの募金をお願いすることは、心苦しいところであります。平成元年十二月三日の常任幹事会で当会としても本募金に協力し積極的に推進することとなり、会員各位のご理解を得て逐次募金額も上昇しております。平成五年五月三十一日当時二〇六八万円であったのが、平成七年三月末の申込額は三三三二七万円に増えており、募金期間も延長されましたのでなお一層募金の輪を広げて大学の計画に寄与いたしたいと思います。よろしくご協力をお願い申しあげます。

最後に二年間の会員の先生方並びに執行部各位のご協力、ご尽力に心からお礼を申し上ます。

大学の現況について

学校法人中央大学

理事長 内海英男



中央大学法曹会の会報第十五号発行を心からお祝い申し上げます。また、日頃から法曹会の安原正之幹事長をはじめ会員の皆様には、本学発展のために多大なご支援とご協力を賜り、私も昨年五月理事長就任以来、お陰を持ちまして本学の第二世紀に向けて着実にその歩を進めておりますことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

又、法曹会会員の皆様におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことに対しましても、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本学の現況につきまして、若干ご報告申し上げたいと存じます。

最初に、大学改革についてでありますと、現在本学は来るべき二十一世紀を目指して、新しい時代にいかに対応すべきであるかを考え、全学一致協力して大学改革に取り組んでおる次第であります。学部の新增設につきましては、皆様方もとくとご承知の通り、平成二年に文学部に社会学科・教育学科を増設したことを皮切りに、平成四年に理工学部情報工学科を増設、平成五年に総合政策学部の新設並びに法学部国際企業関係法学科、経済学部公共経済学科の増設、そして本年四月商学部に金融学科を増設し、ここに一学部、六学科の新增設を無事終えることが出来ました。

認可に至るまでには学内外の方々に、多大なるご声援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。特に、法曹会には総合政策学部ばかりか法学部の改革におきましては、国際企業関係法学科の設置に関してはもとより、既存の法律学科、政治学科のカリキュラム改革につきましても、多大なるご指導ご協力をいただき、これも偏に、法曹会会員の皆様の母校愛の賜と、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

学部改革につきましては、一段落でありますが、今後も引き続き大学院の拡充・強化を中心とした改革を進め教育研究の充実を、更に推進することと致しております。

次に、教育研究振興資金募金についてであります。

募金につきましては、現在各界各層にご協力を願いし、精力的に展開しておるところでございますが、特に、法曹会支部には大変力強いご支援ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

同募金につきましては、平成元年から本学の第二世紀に向けて、社会の要請に応える優秀な人材を育成すると共に、新しい時代に相応しい教育・研究の場として、一層の充実向上を図るための財政支援の一環として計画されたものであります。

この募金は、本年十一月をもって五年の募金期間が終了することになりましたが、ご承知の通り、かつてない経済不況、景気低迷の影響を受けまして、大変厳しい状況が続き、十月末現在目標額の二十二億円に対する達成率は五三%であり、期間内での目標額達成が困難と判断し、先の理事会におきまして平成八年まで二年間の募金期間の延長を決定致しました。理事会と致しましては、国際交流、中大スポーツ、教育研究条件の維持・発展並びに整備・充実を図るための財源の一方策として、今回の募金事業に全力を尽くして目標額の達成に向けて銳意努力して参ります。

今後とも、本計画の趣旨をご賢察いただき、本学の更なる充実発展のために、なお一層のご支援ご協力を賜ります

ようお願い申し上げる次第でございます。

ところで、最近の社会は国内外ともに、めまぐるしく変化しており、高等教育を担う大学に対しても、高度情報化・国際化された世界のリーダーとなり得る人材の養成が求められております。他方、私立大学を取り巻く環境は、「一八歳人口の激減、国庫補助金の削減傾向等、極めて厳しい状況にあります。こうした社会環境の変化は、「社会から選ばれる大学づくり」の傾向を一層加速させています。このように、大学運営が、その質と内容を大きく変えつつある中で、社会の要請に応えるため、今後も高木総長、外間学長と共に力を合せて、全学が一体となり更に大学改革を推進して参る所存でございます。そして、総合的かつ中・長期的な将来構想を策定すると共に財政基盤を確立し、大学の使命である教育研究の一層の多様化と活性化を図り、中央大学が総合大学としての実力を發揮し、百有余年の歴史と伝統に基づく底力を示す時であると考えております。そのためには、何よりも学員の皆様方のお力を借りしなければ実現できるものではございません。

どうか法曹会会員の皆様におかれましても、母校中央大学の発展のため、今後とも、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈り致します。

(平成六年十一月一五日)

法学教育に対する期待



総長 高木 友之助

中央大学法曹会会報がここに回を重ねて第一五号の発行をみ、一方会員各位もわが国法曹会の中心的存在として、益々ご活躍ご発展の状況を見聞いたし、心からの祝意と敬意を表します。

日頃会員各位におかれでは、極めてご繁忙にも拘らず、常に母校の発展と後輩の育成のために並々ならぬご協力と真摯なご指導を給わり、まことに感謝に堪えず厚くお礼を申し上げます。

現在、われわれを取り巻く諸情勢は日を追うごとに厳しさを増しております。世界は政治的にも経済的にも社会的にもまた民族・宗教的にもあらゆる分野におきまして、かつて経験しなかったほどの激動、混迷、不透明を極めております。新しい秩序を樹立するためには思い切った厳しい変革が必要であり、これなくしては将来の発展どころかその存続の保証さえもあり得ないといわれておりますが、現状はその改革の手続・方法さえも把握しえない所まできております。大学としてもその境外に在ることは到底許されるものではありません。まさに今後数年間の改革の成否いかんが二一世紀の本学の興亡を決すると申しても少しも過言ではないと思われます。

ご高承のごとく、本学はここ数年末世上いわれております大学冬の時代に備えて、法人教学一体となつて、さまざま

まな障害を乗り越えて慎重かつ大胆に大学改革の歩を進めてまいりました。総合政策学部の新設をはじめとして既存の五つの学部の改革充実はおかげで一応成し遂げたところであります。今後は最終仕上げともいべき大学院の改革充実が最大の課題であります。昨年私の後任として就任されました外間学長の下で、大学院問題を六学部長・五大学院研究科委員長を中心に鋭意検討を進めております。

他方、六学部を擁する総合大学として、それぞれの分野で重点的にさまざまな改革充実が考えられておりますが、その中で特に挙げなければならぬのは、本学として当然のことではありますが、法学教育の一層の強化充実であります。

司法試験の合格者数の多寡がそのまま大学の法学教育の水準を示すものであるというような短絡的な考え方には私は必ずしも組するものではありません。しかし、平素の法学教育の成果の自ずからなる帰結として、それが司法試験の合格者数に反映するという考え方から、合格者数の多少を論ずることは一つの見方といつてもいいと思います。このように見れば合格者数に一憂一喜することは、あながち誤であるとはいえないません。しかし、大学人という立場からいえば司法試験の合格のみが大学の法学教育の目的であるとはいえないであります。前に申しましたように法学教育の成果の表れの一環として司法試験の合格があると考えるべきであります。そうした観点からもう一步踏み込んで考えると、合格者の数よりも合格者各人の正義感の如何だと思います。社会正義の実現、維持こそが法曹の大いな目標であるならばこれは自明の理といえましょう。恐らく法曹の各位も同様のご意見であります。したがつてわれわれ大学人は強い倫理感を持つ立派な人材をより多く法曹界に送り込むことが大きな責務であるといえます。本学の法学教育の目指すべき方向はこの一点にあろうと考えます。

幸にここ数年、法学部では、大学院も含め組織の改革充実、カリキュラムの改編、新しい教員の採用など、漸次その実現をみております。一方、ご承知のように国家試験志望者のために法人直属の法職講座運営委員会による法職講

座が開設され、最近着々として大きな成果を挙げつつありますことはまことに心強い限りであります。

加えて、学術研究団体連合会の各研究団体が、戦前よりの長い伝統を継承して、法学部教育を補完する機関として、後輩受験生に対して親身に及ばぬ程の熱心なご指導をされておられると承っており、まことに喜ばしい限りであります。これら学研連所属の受験生諸君のための学研連棟の整備につきまして、移転も含めて、委員長杉崎先生よりの要望書もいただいております。今後大学としても法学教育の一環としての司法試験の予備教育の充実に大きな関心を持つてゐるわけですから、本学の中長期計画の一環として総合的な見地から学研連とご協議を重ねながら、その実現方を目指すべきであるうと思います。以上のように法曹会員各位と大学とが一致協力する態勢は徐々に整いつつあります。法学部の諸先生が申されているように、ここ数年を出でずしてその成果が發揮されるに至ることを祈るような気持で待望しております。今後従来にも増して法曹会各位の物心両面にわたるご指導ご協力を衷心よりお願いいたす次第であります。

(以上)



ごあいさつ



中央大学学長　外間寛

法曹会の先生方には、平素から何かにつけてご高配を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在進行中の学部改革は、予定通り順調な歩みを続けています。法学部におきましても国際企業関係法学科が誕生してから三年目となり、外部から多数の優秀な教員を迎え、受験生をはじめ内外の評価も大変良いということです。法律・政治両学科のカリキュラムの改革も積極的に行われており、特に法曹会の先生方に直接お世話になつて「法曹論」と「司法演習」の評判は、年々高まっています。他の学部においても着実に改革の実をあげつつあります。

いま、中央大学では、これまでの改革の成果を基礎にして、さらに大きな飛躍を遂げるための計画が検討されており、進むべき方向はいずれか、取り組むべき主要な課題はなにかについて、学内ではば大方の合意が形成されつつあります。その一つは、太学院の充実を図ることであり、第二は、学生の自主的な学習、自主的な学術的・文化的活動を支援する体制を改善することであり、そして第三はこれらの改革を実現するために、多摩校地および春日町校地に新たな教育・研究関連施設を建設することです。これらの主要な課題については大まかな構想がまとまりつつあります。

す。新たな施設に関する検討がなされています。

中央大学の新たな改革の動きを具体化に向けて大きく進展させるにあたって、私は次の点に留意点に留意しなければならないと考えています。第一に、法人と教学の一一致協力の態勢を確保するということです。これまでの改革も、この協力があればこそ実現することができたということはいうまでもありません。この良き慣行を持続させ、両者が一体となってこの大きな改革の事業を進めていかなければなりません。第二に、取り組むべき主要な課題の一つに、学生の自主的な学習、自主的な学術的・文化的活動を支援する体制を改善することがあります。この点に関して、学生諸君の意見や要望に真剣に耳を傾ける必要があるということです。第三に、新たな改革は、財政上大きな負担と伴うものです。限られた資源を有効に活用しなければなりません。そのためには、各学部、各部局が互譲の精神をもつて青写真の作成に協力しなければなりません。

私は、本学創立百十周年の記念すべき年にあたって抱負の一端を申し述べましたが、今後とも法曹会の先生方の温かいご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

最後に法曹会の益々のご発展と先生方のご健勝を祈念致します。

法学部改革の継続にご理解を



中央大学法学部長 角田邦重

一　国際企業関係学科という名称の新しい学科の開設、法曹界に優れた人材を送り出してきた伝統の継承を意図した法律学科の改革、ならびに国際化・情報化という時代の変化に対応した政治学科の新しいカリキュラムという三本の柱からなる法学部改革は、実施から二年を経過し、中間的な総括と改革継続のための体制づくり、さらには次の課題への取組みを開始する時点にさしかかりました。この紙面を借りて、これらの問題についての中間的な報告と今後の取り組みの方向を示し、一層のご理解、ご協力を願いしたいと思います。

二　外から見える改革をという私たちの意図からすれば、中大法学部へ志望してくる学生層の変化、とりわけ新学科にこれまでの法律学科・政治学科と違った学生が入ってくるのかどうかが、まずは最大の関心でした。質実剛健、実学の学風、国家試験中心の学修といった（？）中大法学部のイメージは、良し悪しを抜きにして伝統の重みだと思いますが、それだけではない新しい伝統の創造に向けての二年間の努力の結果は、半ば私たちの予測を裏づけるものであったと思います。新学科でも中央大学の実学重視のイメージが基本的に維持されているという点では、同じ中央大学の総合政策学部と大いに異なると言つてよいでしょう。法学部改革の活力が伝わっていることは、経済

的環境が厳しいなかにあっても、法学部の受験者数が一番安定的に推移している事実に現れており、二年目の新学科は、恐らく昨年を超える受験者数を集める唯一の学科になりそうです。

学生の属性について言えば、大まかに、合格者の中半分強が法学部の既存の学科（法律学科、政治学科）を併願し、残りの四五～四六%が、これまでの法学部とは馴染みのない、新学科だからきたという生徒で占められています。そして一学年一六〇名の学生のうち、およそ三〇名前後は司法試験受験の希望をもっているようです。黙々と勉強に励むというのが法律学科の学生のイメージだとすれば、新学科には自己主張とプレゼンテーションの得意な学生が多いと言うことができるでしょう。また、この学科の約三五%が女子学生であることも、付け加えるに値する特徴の一つです（ちなみに男っぽいと見られるがちな法律学科でも二〇%に達しています）。

勿論、法律部改革のメッセージが、何よりも法律学科を志望してくる学生に届いていることは言うまでもあります。司法演習と法曹論を受講している学生に中央大学の法学教育への取り組み、入学前と後での中大への印象、講義内容への注文などの事項についてアンケートをとっていますが、「中大が好きになった」、「良い大学と思うようになった」、「法律専門職育成への熱意を感じる」といった肯定的な回答がかえってきます。学生の質の高さと意欲の強さ、それにもかかわらず中大生のバイタリティの物足りなさなどについては、ほとんど手弁当同様で司法演習を担当していただいている、三〇名を超える中大法曹会の諸先生が感じて下さっている通りです。

三 中間的総括とそれを踏まえた改革の継続のためには、われわれが意図した教育方針がどれだけ効果を挙げているか、われわれの熱意が一方的な思い込みになつてはいないか、あるいはいつの間にか熱意が冷めて惰性に陥つてしまいかなどなど、研究・教育に関する緊張関係を維持していくための仕組みが必要です。そのためには自己分析や自己反省だけではなく、同僚相互、あるいは学生からの声や率直な意見を含め、総じて大学内で自主的に絶えず自己点検・自己評価を踏まえた改革の継続を可能にするような仕組みをつくらなければなりません。年間の授業計

画をあらかじめ学生に提示するシラバスの作成、学生からの授業評価の実施とそれをもとにした協議、さらには学生との直接的懇談会の開催など、自己点検の結果を「法学部白書」として作成することに向けて自己革新への努力も進行中です。

この問題に関しては以前から、「そもそも自分たちで自己評価が可能なのか、評価は他人がやるものではないか」、あるいは「法学部では教員を中心大出身者で固める馴れ合い人事が横行し、研究・教育より学内政治にばかり精力を傾けているのでは」、「そのツケが司法試験合格者減少の最大の原因になっている」「だから必要なのは教員に対する鞭ではないか」といった声が法曹会の一部にもあることを知らないわけではありません。しかしそれは、あたかも「不毛な冷戦時代」の思考の名残りのように思います。サッカーに例えて言えば、法学教育のプレーヤーとして教育を担当するのはわれわれであり、サポーターがプレーヤーを指揮したり替わってプレーさせろと言い出したら、うまく行くはずがありません。もし教育のカリキュラムとそれを支える教員人事への関与の主張が含まれているといたら、私には不毛な相互不信をもたらすだけだとしか思えません。

四

法学部にとってのこの四年間は、試行錯誤を繰り返しながらも、文字通り改革に邁進する日々の連続でした。一八歳人口の減少期を前に守りの姿勢ではない積極的な改革は今だからやれるとの危機意識にもとづくものでもありますたし、そのことが次の時代の飛躍につながるとの認識によるものでした。その観点から、すぐにでも結論を出し実現への筋道をつけておかなければならぬ緊急のテーマを二つだけ指摘させていただきたいと思います。ひとつは夜間部問題について、救い難い程落ち込む以前に、解決への方向を出しておかなければなりません。昼間の法律学科にしても、現在の一六〇名の臨時定員がなくなれば（平成一一年）、一学年で六四〇名となり（早稲田一一〇〇、明治八〇〇）、これでは司法試験受験者の母数を確保するという観点からだけでも少な過ぎるだけでなく、財政的にも夜間部廃止は困難になるでしょう。残された時間は多くはありません。

もうひとつは、総合企画委員会で進められているキャンパス整備の一環として、多摩キャンパスにも法職講座運営委員会による多摩研究室を開設したいというものです。今や中央大学の司法試験合格者増に大きな役割をもつようになった駿河台記念館での法職のノウハウを、在学生にも活用できるようにしたいとの意図にもとづくものであることは言うまでもありません。それに加え、司法試験法改正によるいわゆる丙案の実施が目前に迫り（平成八年度から）、さらに合格者の若返りを意図した司法試験制度の改正論議が進むなかで、戦略的重要性を担うことになるはずです。司法試験だけではなく、国家公務員一種、あるいは弁理士といった国家試験にも同様の学修指導体制を整備すれば、合格者はもっと増えるはずだと思っています。学研連からも大学に同様の要望が提出されていますので、両者をどう結びつけるかが今後の課題となることは間違いないありません。

最後に私事で恐縮ですが、今秋には学部長の職務から解放されます。今後とも一教員として法学部改革に携わっていく積もりではありますが、この場を借りて、この間の法学部改革へのご協力に対し改めて心からお礼を申し上げるとともに、今後の継続的改革に対しなお一層のご理解とご協力を願いしたいと思います。



伝統の継承、そして発展を目指して

—法律学科カリキュラムの改定と法職講座の充実—



中央大学法学部教授 三 和 一 博

一 はじめに

標題は、中央大学の法学部ガイドの法律学科のサブ・タイトルです。法曹界に多数の優れた人材を輩出してきた中大法学部の輝かしい伝統を守ろうとする私たち法学部教員の思いを込めたものです。それにもかかわらず、現実には司法試験合格者数の減少傾向がみられます。その原因はいろいろあるでしょうが、何よりも受験者数ことに在学生の減少が指摘できます。一〇年前と比べ半減しています。このような傾向に対処するために、法学部ではかけてより学部改革を検討していましたが、平成五年度から大巾なカリキュラム改定を行ないました。また、法職講座では平成二年度から基礎講座と公開答練の開設に踏み切り、以後少しづつ改善しつつ運営しています。

二 法律学科カリキュラムの改定

法学部では、平成五年度に約三〇年ぶりに新学科△国際企業関係法学科△を開設しましたが、改革は最初から新学科を目的にしたというより、今日の時代の変化に対応した法学教育全体の見直しを目的として始められ、その結果の一つであって、法律学科も△新生・法律学科△としてカリキュラムを全面的に一新しました。それにはいくつ

かの教育目標があるのですが、その中の第一に挙げられるのが、法曹養成への対応の強化です。

主要科目を必修制にしたり、従来課題となっていた民法財産法を三部制から四部制にしたり、並行講義（たとえば民法2・民法3）を通年制とゼメスター制（半年完結）の選択にする等、教育効果の向上をはかっていますが、何よりも特筆されるのは▲第三群の設置です。そこでは、一年次前期の▲法曹論▼、同後期から二年次にかけての▲司法演習▼、そして三、四年次の基本科目についての▲特講▼で、法曹志望者に対し一貫した体系的な教育を意図した科目が配置されており、しかも全科目とも必修とはせず、法曹志望者の目的意識的な学修意欲に応えようというものです。

▲法曹論▼は、法学部専任教員による導入的講義、現職の裁判官・検察官・弁護士による、それぞれの仕事に即して、また経験に基づいて、法曹の使命・役割・倫理等をテーマとした講義、最後に全担当者と受講生によるシンポジウムがあります。受講生は盛況で、「どの講師も仕事への誇りをもっており、法曹を身近なものに感じられた」と好評です。

▲司法演習▼は、中大法曹会の協力を得て実務法曹に担当してもらい（憲法の二年次前期・後期のみは研究者が担当）、少人数クラスで事例問題を解きながら、基礎的知識の理解を深め、同時に、法曹の魅力に接して法律学の学修意欲を高め継続していくよい機会になるものと期待して、平成五年度からはじめ本年度で全部が開設されました。憲法・民法・刑法について、一年次後期・二年次前期・後期の三回にわかれて行なわれ、そのクラス数は六〇を越えます。その中の約五〇クラスが法曹会のお世話になっています。多摩という地理的不便さ、そして何よりも安い講師料にもかかわらず、母校愛と情熱をもつての犠牲的な奉仕には深く感謝しております。平成六年度の受講生は、一年後期（演習I）が七一三名で全学生の八〇・一%、二年前期（演習II）が四九五名で五六・九%、二年後期（演習III）が四四〇名で五〇・六%です。この演習を受講して、「並行履修している講義が理解しやすくなっ

た」等、教育効果は予期した以上のものがあります。

▲特講▽は、一般的の講義では言及できない論点や重要判例まで立ち入った講義、あるいはケース・メソッドのようなアドバンス・レベルの講義を追加的・有機的に配置して、司法試験でも採一試験には強いが論文試験に弱いとう中大生に、柔軟な思考力と法的構成力を養う機会を与えるようというもので、いよいよ平成七年度からはじまります。

三 法職講座の充実

法職講座は学校法人の直属機関で、法学部専任教員から六名、法曹会から二名、学研連から二名、計一〇名もつて構成される運営委員会によって運営されています。

講座の内容紹介については紙幅の関係で省略せざるをえません。ご関心のある方は、駿河台記念館か多摩の法職事務室で資料をお受取り下さい。法職講座は課外講座ですが、正規の講座の理解や演習にも反映されて効果を上げています。現在、駿河台の研究室と公開答練では着実に成果を上げており、多摩では基礎講座と基礎答練がやっと軌道に乗ったところで、その他の講座のより充実に努力しています。そして、平成七年度からは多摩研究室の開設を計画しております。

四 おわりに

新カリキュラムによる学生、充実した法職講座の受講生が、受験の中心になる頃には必ずやその成果が現われるものと信じています。私たち法学部教員もそれをを目指して一層の努力をしていくつもりです。現在、学部改革も一応終り今後はその点検と大学院改革（司法実務専修コースの開設）に取り組んでいます。中大法曹会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。（筆者は現在、学部内の司法特設講座連絡責任者と法職講座運営委員長をしております。）

（平成六年一二月二〇日記）

学員会活動について



中央大学学員会
長 堂野達也

学員会々長に就任してから十二年を経過した。ここ数年、「中大法曹」で学員会に関する報告や意見を述べてきた。

本来、母校の同窓会である学員会は、学員相互の親睦を計り、母校へ優秀な学生を集めようとの趣旨で設立されたよう窺える。それは、英吉利法律学校時代、各地で例えば静岡、大阪等で校友会支部設立に当り、相当華々しく、母校の宣伝目的をもって挙行されていたことである。卒業生が段々増加し、卒業した学員が社会的に活動して、それぞれの社会的地位を得るに及んで学員会の勢力も上ってきて、母校の発展に寄与（與）したいと言うことから、母校の後援会的な性格を持つに至つたものである。後年、大学も有力な学員に対して、次第に、經營上その他の援助、協力を求めるようになった。戦後、学校經營の主体が民法上の財團法人から、新たに制定された私立学校法による特別法人＝学校法人となつた。私立学校法では、その經營する大学の理事の選出母体としての評議員会には、一定数の評議員を、その大学の卒業生から選出すべきことを規定している（同法四四条一項二号）。現在、相当数の学員が評議員として参加し、また、理、監事等の役員にも選出されているのも、この法律が施行されてから定着したものである。学員会が現在母校存在の基盤の一つの柱であることに間違いない。

一般的に言えば、学校に学んだ者は誰でも母校を持っているが、母校に対する意識はそれぞれ違っている。母親に對するような愛着心を持つて、母校のために進んで労力や資金を提供するような愛校心に燃える人もいれば、ただ、数年間在籍しただけで同窓生抜いにされ、寄附を求められることは迷惑千万と考えているものもいる。従つて、母校の関係でもすべての学員に母校に関心を持つて協力せられたい、愛校心をもつてご寄附を願いたいということが無理であることは当然である。それにしても、学員会活動の困難さは理解されると思う。

そこで参考までに、世界で私立学校の最も発達しているアメリカにおける私立大学の同窓会とはどんな存在かについて、喜多村和之氏（放送教育開発センター教授）の論文の一部をそのまま援用させていただく

「まず同窓会は大学（母校）に対してどのような面でかかわりをもち、かつ母校にどのような役割をはたしているのだろうか。アメリカでは一般につきの四つが挙げられている。すなわち

- (1) 母校を世間に對してよりよく知らしめるような、いわば大学の大天使的な役割
 - (2) 母校の理事会、開発計画やカリキュラム開発等の助言、委員会に参加したり、数々の助言サービスなどに協力したりすることを通じて、母校に様々な知的援助を与（與）えること
 - (3) 母校の校風に適した有能な生徒をあつめたり、紹介したりして、学生募集活動に貢献すること
 - (4) 母校の財政的基盤を強化するため、資金募集運動を展開すること
- などである。実際、同窓会はアメリカの大学経営に不可欠の存在である。何といつても卒業生は母校を社会に知らしめる最大のPR軍団なのである。——中略——とりわけ重要なのは、卒業生の学校の資金援助に対する貢献である。一般にアメリカの大学の場合、資金募集活動における卒業生の貢献度はきわめて大きい。アメリカの大学史を読めば、卒業生の資金寄附が高等教育の発展にいかに貢献してきたかが明らかである。」（大学と学生二九七号「同窓会(Alumni)の意義」参照）

これを読む限り、日本における私立大学と同窓会との関係も極めて類型的である。私立学校法の制定が、私立学校運営の民主化をその目的の一つとしている点から当然ともいえる。母校中央大学と学員会との現在の関係においても、これと軌を同じくする趣旨の活動が行われてきたのである。特に、従来大学に関心を示さない、少なからざる学員を母校に引きつけようと力をつくしてきた。

一方、母校の評議員や理事、監事等の役員を学員会の推薦によって法人大学に送り込んでいるが、学員会の代表を意味しない。この点、学員会長を理事として加うべきではないかと思う、特に、教学における教育方針、カリキュラム開発、学生生活の明朗化等について学員の意見を参考とするような機会をつくるべきではないか、従来、教学関係者は教学の内容について絶対他の容喙を許さないという如き態度を改めて開放的になるべきではないか。先般・母校就職部が発表した平成五年度卒業生の就職率が九六・七%に達したとの説明の中で「各階層で活躍されている卒業生各位の絶大なご支援の賜と感謝している」との記事があつた。学員会あるいは、心ある学員は、ひたすら母校に対して何らかの貢献をと志している。

現在では大学も教学も学員会の存在の必要性を充分認識していると信ずる。今後は募金のときだけではなく、大学の重要事項については、具体的な案を示して学員会の意見を徴され、それを活用されることを望むものである。

(一九九四、一二、二七)

評議員会議長に就任して

学校法人中央大学

評議員会議長 信 部 高 雄



一、私は、中大法曹会の推薦をいただき、平成五年四月に、母校中央大学の評議員会副議長に、ついで平成六年四月に評議員会議長に、夫々選任されました。私は、その責任の重大なることを痛感し、微力ながらその職務を全うすべく盡力いたしております。

二、母校中央大学は、現在法、経、商、文、理工、総合政策の六学部を擁する総合大学として、益々充実発展しつつあり、誠に御同慶の至りであります。

私が在学した終戦前は、法、経、商の三学部に止まり、大学の設備も極めて不十分でありましたが、中大法学部は、高く評価されていました。戦後もその評価は高く、法曹を目指す多くの学生が中大に入學し、昭和二六年からは、司法試験合格者数第一位の座を獲得し、爾来二十年間にわたり合格者数第一位の座を確保してきました。かくて法科の中大の名を高からしめたものであり。これは大学当局は勿論、中大法曹会にとつても大きな誇りであります。しかしその後は、残念ながら大学当局や関係者の御盡力にもかかわらず、合格者数は三位に止りました。これに対し、大学当局は勿論のこと、法曹関係者は種々対策を講じて来たものの、その成果は、残念ながらえられ

ませんでした。とくに近時は、司法試験合格者総数が従前より多く定められたにもかかわらず、わが中大の合格者数が、全く増加しないことは、今後大変憂慮されるところであります。この際大学当局と法曹関係者によつて、さらに積極的な対策を講ずる必要を痛感いたす次第であります。

三、次に評議員会の現状について若干御報告いたしたいと思います。

(1) 評議員会については、現在中大法曹会内の大学問題検討委員会において、評議員の数、選任方法、評議員会の運営方法等について慎重に検討されており、いざれ立派な成案が作成されるものと期待しています。

評議員会については、基本規定第五章評議員会として第二六条以下第三四条にわたり詳細に規定されています。現在評議員の定数は二百人以内とし、学員中二五歳以上の者から選任されています。この選任評議員の選任は、教職員、各地域支部、職域支部等からそれぞれの分野を代表して選任されています。

この評議員の評議員会への出席状況は必ずしも良好とは言い難く、とくに毎回無断欠席者があることは誠に残念であります。

(2) 評議員の選任方法は、基本規定第二八条により、選考委員会で選考した候補者について、評議員会が選任することとなっており、現在極めて円滑に行われているのが実情であります。

(3) 評議員会の議決事項は、第三三条の二ないし六に列記されているが、常に議案として審議される事項は、予算、決算、借入金および重要な資産の処分に関する事項であります。その他評議員会では、基本規定（寄付行為）第一一条に基づき理事を選任し、また同第一五条により監事を選任することとなっています。

四、さて母校中央大学は、昭和五三年神田駿河台より現在地の多摩に移転し、大字発展のための大きな基盤が確立いたしました。その後創立百周年を迎え、記念のための各種行事が盛大に行われたことは、今なお記憶に新たなるところであります。その後は、大学の教育と研究の一層の充実を図り、二一世紀に向けて一大飛躍を遂げようとしてい

ます。これに伴い、平成五年四月には、総合政策学部が発足し、他学部も新学科を増設するなど益々充実し、現在六学部を擁する総合大学としての体制が確立するにいたりました。とくに総合政策学部においては、開設以来学生の関心は極めて高く、初年度は勿論のこと、昨年度においても多数の入学志願者があり、学生の関心的となつていることは、誠に喜ばしい限りであります。

以上によつて母校中央大学の今後の教育環境は、一応形成されたものと思われますが、今後は、その充実、発展のため、益々教育と研究の充実を図らねばなりません。前学長である高木總長は、かねてから「二一世紀には、中大を私大の雄」にしようと提言されてきました。われわれ学員は、この発言に大いに共鳴しているところであります

が、二一世紀には、あと僅かとなりました。この際関係各位のさらなる御盡力をお願いする次第であります。
現在政、財界においては、多くの学員が各方面において活躍されているが、今後司法試験はもとより、公認会計士、弁護士試験等の国家試験において、また行政官、外交官等の各分野において、多くの学員が活躍されることを期待するものであります。

一方スポーツにおいては、かつてはマラソンの箱根駅伝で中大の名を高めたのであります、その栄光を取戻すと共に、マラソン以外の分野においても「日本一」と言われるよう関係各位の一層の御盡力を頂き、名実共に「私大の雄」となることを念願する次第であります。